

議事要旨(1) 論点整理「金融商品会計の見直しに関する論点の整理（案）」について

冒頭、加藤専門委員長より、本論点整理については、本日の委員会において審議後、公表の議決を予定していること、続いて、5月7日開催の委員会での審議を受けた論点整理案の修正内容（審議事項(1)-(2)）について、説明がなされた。説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

（売却可能分類の見直し案について）

- ・ ある委員から、事務局の修文により3つの案について整理がなされ、理解しやすくなったとのコメントがあった。
- ・ 複数の委員より、現行の測定区分を維持する第1案の記述が少なく他案に比べ軽い印象を与えかねないため、これを支持する理由をさらに加えて欲しいとの意見があった。これに対し事務局からは、字句修正の範囲で加筆を検討するとの説明がなされた。
- ・ ある委員から、第2案における債券を区分する規準に関して、今回の文案では、前回示されていた規準を2つの独立した規準に分けているが、むしろ、それぞれの組合せを示した前回の記述の方が適切であるとの意見があった。また、別の委員から、ALMの観点から負債に見合った評価方法とする規準は、単独では成り立ち得ないため、他の規準との組合せが必要ではないかとの意見があった。これらに対し事務局からは、前回示していた規準の組合せは脚注において維持しているが、組合せの可能性が全体にわたる旨が分かるよう工夫するとの説明がなされた。
- ・ さらに、当該ALMの観点に基づく考え方について、より限定的な記載とすべきとの意見があった。これに対し、論点整理の段階では限定する必要はなく、現状の書き振りで適当であるとの意見があり、原案が維持されることとなった。

（コメント募集について）

- ・ ある委員から、先に公表された退職給付会計に関する論点の整理では、論点を網羅的に扱っており、本論点整理についても金融商品会計に関する論点が網羅されていると誤解される可能性があるとの意見があった。これに対し事務局からは、コメント募集においても、本論点整理はIASBの現行基準の置換えのプロジェクトのみに対応するものである旨を加えるとの説明がなされた。
- ・ 別の委員から、9月上旬のIASBとの共同プロジェクトの会合に臨むには、コメント募集の締切りを7月末よりも多少早めてはどうかとの意見があった。これに対し事務局からは、本論点整理は内容が多岐に渡るため十分なコメント期間を確保したい旨が説明された。また、IASBへの対応が遅れるとの懸念に対しては、6月上旬に東京で開催されるIASBの円卓会議（連結及び認識の中止）を機にIASBと市場関係者との意見交換会を設けたり必要に応じてIASBへレターを送付したりすることも考える旨の説明がなされた。

審議の後、字句等の修正については委員長に一任する前提で採決が行われ、出席委員全員の賛成により、本論点整理の公表が議決された。

以 上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。